

【須賀川市】工場立地法及び福島県工業開発条例の概要・フローチャート

◇工場等を新設又は変更等する場合には、下記の書類をどちらも提出する場合があります。

■工場立地法と福島県工業開発条例の関係

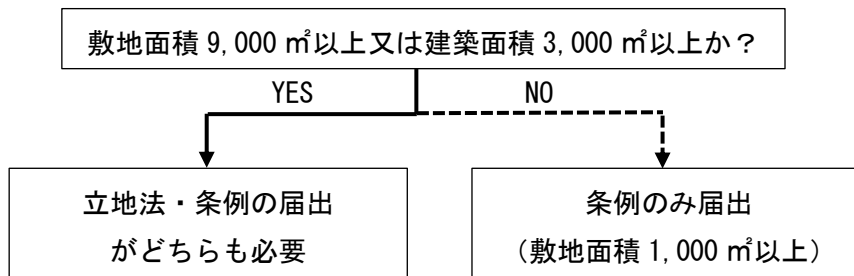
	工場立地法	福島県工業開発条例
届出書類	特定工場新設（変更）届出書	工場設置新設（増設）届出書
対 象	1) 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 2) 建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
変更届出を要する場合	1) 生産施設の増設 2) 敷地面積の増減 3) 緑地等環境施設面積の減少	1) 生産施設を 300 m <sup>2</sup> 以上増設 2) 上記以下で、従前の生産施設面積の 20%以上の増設
規制内容	1) 生産施設面積率 2) 緑地を含む環境施設面積率	1) 土地利用計画の整合 2) 公害防止措置
届出時期	工事着工の 90 日前まで（短縮申請あり）	工事着工の 90 日前まで
提出先	須賀川市商工課 1 部（正本 1 部）	須賀川市商工課 3 部（正本 1 部、副本 2 部）

届出フローチャート

※立地法・・・工場立地法のこと。

※条 例・・・福島県工業開発条例のこと。

○新設の場合



○変更の場合

